



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2019年4月22日

最高裁判所

長官 大谷 直人 殿

公益社団法人 自由人権協会
代表理事 喜田村 洋一
同 紙谷 雅子
同 芹澤 齊
同 升味 佐江子

歴史公文書である裁判記録の適正な保存を求める意見書

新聞報道によると、重要な憲法判断が示された多くの事件記録が、これを保管していた東京地方裁判所で既に廃棄されたとのことである。その中には、当協会の会員が関与したいわゆるマクリーン事件（最高裁 1978 年 10 月 4 日大法廷判決）、法廷メモ事件（最高裁 1989 年 3 月 8 日大法廷判決）、在外日本人選挙権剥奪違法確認請求事件（最高裁 2005 年 9 月 14 日大法廷判決）なども含まれている。

裁判所の事件記録の保存については、「事件記録等保存規程」（1964 年 12 月 12 日最高裁判所規程第 8 号。以下「規程」という。）9 条 2 項が、「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない」と規定し、その運用について、「事件記録等保存規程の運用について」（1992 年 2 月 7 日事務総長通達）第 6、2 は、「重要な憲法判断が示された事件」（同（1）ア）は、「保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第 9 条第 2 項に規定する特別保存（以下「2 項特別保存」という。）に付するものとする」と定める。

特別保存とされる記録のうち歴史公文書とされるものについて、最高裁判所は、公文書等の管理に関する法律 14 条 1 項の定めに従い、「内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする」とされているのであり、内閣総理大臣は、この協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館にお

いて保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等の移管を受けることができる」とされている。そして、規程 10 条 1 項は、「公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく協議による定め…において同法第 2 条第 6 項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた記録及び事件書類は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する」と定める。これらの規定により、歴史公文書とされた事件記録は、公文書館で保管されることになる。

いうまでもなく、これらの定めは、歴史公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であることから、主権者である国民が主体的に利用し得ることを確保しようとするものにほかならない。

この観点から見るとき、上記の 3 判決は、いずれも最高裁大法廷で重要な憲法判断が示されたものであるから、2 項特別保存に付され、最終的には、歴史公文書等として公文書館において保存され、国民が主体的に利用できるようにされるべきことが明らかである。これらの事件では最高裁判決は、判例集に収録されているが、その重要性や意義を適切に理解するためには、下級審において当事者がどのような主張をし、どのような証拠調べが行われたかを知ることが絶対に必要である。

しかるに、これらの事件記録が廃棄されてしまったことから、そのような機会は永遠に奪われた。これは、国民共有の知的資源を奪ったものであり、これが不当であることは多言を要しない。

当協会は、司法行政の最終の監督権者である貴庁に対し、今後、このような事態を招来させないようにするため、適切な措置を講じ、その内容を社会に明らかにするよう強く求める。

以 上